

勤務条件について（臨時的任用職員）

令和 6 年 1 月 1 日現在

任用期間		任用要件に応じて設定されます （欠員が生じた場合に必要に応じて採用します。ただし、本務者の休職等に応じ、任用期間を変更することがあります）
勤務時間		週当たり38時間45分
週休日等	週休日	土曜日、日曜日
	休日	国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3）
休暇	年次休暇	暦年で20日を付与（年の中途に新たに任用された場合は任用期間に応じて付与されます）
	その他休暇	正規職員に準じて認められる
給与	基本給与（給料＋地域手当） ※教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員は教職調整額及び義務教育等教員特別手当も含む	
	経験年数等によって決定されます	
	教諭、養護教諭等 （すべての校種）	
	約266,000円　～　約489,000円（※大卒の場合） ※任用される年度末時点の年齢が61歳以上の方は上限322,000円（概算）です。	
	実習助手、寄宿舎指導員等 （高等学校及び 特別支援学校）	
	約261,000円　～　約393,000円（※大卒の場合） ※任用される年度末時点の年齢が61歳以上の方は上限276,000円（概算）です。	
	学校栄養職員 （特別支援学校及び 市町村立学校）	
	約212,000円～約276,000円（※短大卒の場合）	
	学校事務職員 （市町村立学校）	
	約227,000円～約279,000円（※大卒の場合）	
	諸手当	
	通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給	
期末手当、勤勉手当		
基準日における任用期間に応じて支給		
支給日	給料及び諸手当	
	毎月16日（当該日が週休日等にあたる場合は、前後します。）	
退職手当	期末手当、勤勉手当	
	6月30日、12月10日（当該日が週休日に当たる場合は、前後します。）	
退職手当		
在職期間等に応じて支給 （引き続いて在職した期間が6月未満の場合は対象外）		
その他		
正規職員に適用される条例等の規定を適用		
社会保険		
健康保険：公立学校共済組合 年金制度：厚生年金（日本年金機構） ※40～64歳の方は、介護保険の被保険者となります。		
雇用保険		
無し ※例外的に、任用期間が6月未満で、退職手当の支給を受ける見込みがない方については加入します。		
災害補償		
公務上、通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用		
服務		
地方公務員法の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限等）が適用されます。		
その他		
・給与から所得税、住民税、共済掛金・厚生年金保険料等を控除して支給 ・任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給 ・児童手当は、住所地の市町村への請求により支給		